

# 「奈良県子どもを虐待から守る審議会」における

## 審議会委員からの意見について

日 時：令和6年4月26日（金）午後2時～午後4時

場 所：奈良県教育会館 4階大会議室（奈良市登大路町5番地5）

出席者：奈良県子どもを虐待から守る審議会委員（委員14名中12名）

才村委員（会長）、相原委員、赤崎委員、上田委員、大鳥委員、河村委員、  
米田委員、末松委員、高田委員、田村委員、西田委員、野上委員

議 題：（1）橿原市児童虐待死亡事案の検証報告について【非公開】  
（2）令和4年度の奈良県における児童虐待の状況について及び  
「奈良県児童虐待防止アクションプラン」の実施状況について

各委員から発言された主な意見等に関しては、下記のとおり。

### （1）橿原市児童虐待死亡事案の検証報告について【非公開】

### （2）令和4年度の奈良県における児童虐待の状況について及び 「奈良県児童虐待防止アクションプラン」の実施状況について

#### 【河村委員】

・一時保護について申し上げますが、社会福祉法人飛鳥学院では、一時保護所を開設しております。民間で一時保護所を開設しているのは極めて珍しいのですが、行政の一時保護所は中央児相にしきありません。これを補完するというでやっていますが、一時保護が形骸化していると感じます。一時保護を行うということは、様々な問題を抱えているということが前提になりますが、先ほども申し上げたとおり、奈良県の一時保護は年間で150、160件ぐらいだと思います。間違っていましたら訂正しておいてください。一時保護は、2ヶ月というのが1つの目処ですけれども、ほとんどが家庭に戻されていく。戻すのもいいのですが、虐待があるかないかという物差しだけでやるのは良くない。せっかく生まれたこども達を、市民的な成熟いわゆる一人前の社会人として育てるといふ、そういう子育てを本質的に進めていくためには、こどもたちをどのように自立させていくのかということにかなり重点を置いた方がいいと思います。そういう視点から一時保護というものを見ていただきたいが、事務手続のような形だけになって、結局時間が経ったらほとんど家庭に戻ってしまう。中には、社会的養護としてしっかり保護されているケースもありますが、一時保護のあり方というのを根本的に見直していただきたい。これは今、日本全体でも一時保護の間は学校に

行けないとか色々な問題があつて、一時保護自体が大きな課題を抱えているように思います。奈良県においても、一時保護体制のあり方について、児童相談所ともよく検討していただいて、今後に活かしていただきたいと思います。

#### 【米田委員】

・私は、保育の現場から少しお話しさせていただきます。アクションプランの概要を見せていただいたときに、連携と役割分担の明確化という項目があります。これに関して、市町村と私達のような現場がしっかり確認、検証、評価を行い、状況を改善していければ、死亡ということまで至らなかつたんじゃないと感じています。

・それから、毎年こども達の虐待ケースが上がっていますが、1年間の終結ケースはどれくらいあるのかなと思います。私達の保育所がある市町村では、3ヶ月に1回県の方が巡回されており、こども達のケースの話し合いをさせていただくんですけども、支援レベルを緩めましょうということもあれば、上のレベルに上げますということもあります。そのような中で、終結に向かっている件数がどのくらいあるのかということもデータの中に出てくると、こども達が幸せになっているんじゃないかなということも確認できるのではなと思いました。

・それともう1点ですが、役所で複数の課にまたがって対応が必要な場合、たらい回しのようにになってしまうのではなくて、やはり支援センターというものが市町村にしっかり1つあればと思います。その中でコーディネートされて、こどもたちが安全に生活できるようになって、保育園にも入ることができれば1つでも虐待事案を防げるのかなと思います。家庭にずっといることで、不安定な状況が起きていますので、未就学児は保育園やこども園に入れることが重要です。学校でもしっかりと見ていただけるので、そこに注力してもらえたらなと感じました。

#### 【赤崎委員】

・直接審議会と関係ないんですけど、西田先生に質問ですが、虐待死させるとか虐待で傷害を起こす加害者に対して、抑止するという意味から、教職員に対するDBSを制定される動きがあります。どうも虐待死させたり、傷害を起こす加害者に対しての量刑が軽いと思うんですが、それに対して何か動きがあつたり、運動していった方がいいんじゃないかという感覚があるんですけどどうでしょう。

#### 【西田委員】

・非常に難しいご質問でして、量刑がどうかということについて今、詳細なデータ等が分からない状況ですけども、例えば裁判員裁判が導入されて以降の全体的な量刑の傾向としては、重くなる傾向にあるんじゃないかなというふうに思います。実際裁判員を経験された方からお話をお聞きする機会がありましたが、やはり、こういった虐待死事案に対する厳し

い見方があり、一般市民の意向が量刑に反映される傾向というのは、見受けられるかなというふうな印象は持っております。ただ、個別の事案において、どのような量刑にすることが、適切かというのはかなり個別のケース、例えばその被告人の育った状況、置かれた状況等によっても変わってきますので、なかなか難しい部分でもあります。また、私は被害者の立場に立って弁護することもありますので、難しい質問でございます。

**【西田委員】**

・アクションプランについて1つだけお願いしたいと思います。これは令和5年～7年の期間でアクションプランを立てていただいていると思いますが、報告書の内容を踏まえてアクションプランを見直していただく必要があるのかなと思っております。この各項目を見ると、この指標設定が適切なのかということについては、次のアクションプランがこういうふうに決まりましたと報告いただくだけではなくて、作成の素案段階があると思いますので、その段階においてこの審議会で見直しを言う機会を与えていただけたらありがたいと思います。